

# 障害基礎年金の子の加算の支給を受けず 児童扶養手当を受給している方は 手続きが必要です

平成26年12月1日より児童扶養手当法が一部改正され、公的年金給付等の額が児童扶養手当の額より低い場合は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。

これまで、障害基礎年金（1級、2級）を受給されている方については、障害基礎年金の子の加算額と児童扶養手当額の多寡により、どちらかを選択していただいておりますが、今回の法改正により、まず障害基礎年金の子の加算を受給していただき、その加算額が児童扶養手当額より低い場合に、その差額分を児童扶養手当から支給するように変更されます。

よって、これまで障害年金の子の加算を選択せず児童扶養手当を受給していた方は、平成26年11月30日以降に年金事務所（又はお住いの区役所区民生活課）において、障害年金の子の加算を受給するための手続きをしてください。（審査に時間がかかる場合がありますので、平成26年12月15日まで手続きを済ませてください。）

また、年金手続き後、日本年金機構より「支給額変更通知書」が届きましたら、お住いの区役所健康福祉課にて児童扶養手当額の変更手続きが必要となります。手続きはH27年3月31日までに行ってください。

## 【手続き方法】

### 1. 障害基礎年金の子の加算の受給に関する手続

以下の書類を12月15日までに、年金事務所又はお住いの区役所区民生活課に提出してください。（子の加算の認定には一定の審査期間が必要のため、お早めに手続を行ってください）。

※郵送によって手続を行うことも可能です。

#### （1）提出が必要な書類

- 「障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届」
- 「戸籍謄本」及び「住民票」
  - ・平成26年11月30日以降に発行されたもの
  - ・障害基礎年金受給者及び子の加算の対象となる児童が記載されており、戸籍についてはその続柄が確認できるもの、また、住民票については平成26年11月30日時点での同居が確認できるもの
- 「所得証明書（平成25年分の所得）」
  - ・子の加算の対象となる児童の所得※が記載されているもの
  - ※子の加算の対象となる児童に係る所得証明書は、
    - ・義務教育終了前の児童 → 不要
    - ・義務教育終了後の児童であって、健康保険等の被扶養者の場合 → 健康保険被保険者証等のコピー
    - ・義務教育終了後の児童であって、高校等在学中の場合 → 在学証明書又は学生証のコピーに代えることができます。

## (2) その他の留意点

- ・障害基礎年金の受給者ご本人が届出を行う場合は、身体障害者手帳などの本人確認書類が必要です。(郵送によって届出を行う場合は、本人確認書類のコピーを同封してください。)
- ・障害基礎年金の受給者以外の方が届出を行う場合は、運転免許証などの本人確認書類及び任状等が必要です。
- ・子の加算の対象となる児童が、障害の状態にある場合には、医師の診断書等の提出も必要です。
- ・詳しくは、年金事務所又はお住いの区役所区民生活課年金担当係までお問い合わせください。

## 2. 差額分の児童扶養手当の受給に関する手続

上記「1.」の手続後、日本年金機構が発行する子の加算の認定に係る「支給額変更通知書」が到着してから14日以内に、以下の書類をお住いの区役所健康福祉課児童福祉係に提出してください。

また、上記期限にかかわらず、子の加算の認定に係る「支給額変更通知書」が到着しないなどの理由により平成27年3月31日までに書類を提出できない場合は、お住いの区役所健康福祉課児童福祉係までご連絡ください。

### (1) 提出が必要な書類

- 「公的年金給付等受給状況届」
  - 「同意書」
  - 「支給額変更通知書」のコピー (※日本年金機構から発行されたもの)
  - 「児童扶養手当証書」
  - これまで障害年金の子の加算対象となっていた児童がいる場合は、その児童の戸籍謄本
- お住いの区役所健康福祉課窓口で記入していただきます。

### (2) その他の留意点

- ・手続終了後、平成26年12月から平成27年3月までの差額分の児童扶養手当は、平成27年4月に支給されます。
  - ・毎年4月の物価スライド等により子の加算額が改定された場合には、差額分の手当額についても変更となり届出が必要となります。
- ※事前に「同意書」をご提出いただくことで届出の省略が可能です。

※ご不明な点がございましたら、お住いの区役所健康福祉課児童福祉係までお問い合わせください。

### 《参考》

(現行)

	障害年金子加算額		児童扶養手当		選択制
児童1	6,175円	<	41,020円	⇒	児童扶養手当受給
児童2	18,533円	>	5,000円	⇒	障害年金子加算受給

- ・障害年金子加算額：18,533円
  - ・児童扶養手当額：41,020円
- 合計 59,553円を受給

(改正後)

	障害年金子加算額		児童扶養手当		児童扶養手当停止額
児童1	6,175円	<	41,020円	⇒	6,175円
児童2	18,533円	>	5,000円	⇒	5,000円
合計	24,708円		46,020円		11,175円

- ・障害年金子加算額：24,708円
  - ・児童扶養手当額：46,020円-11,175円=34,845円
- 合計 59,553円を受給

手続きを行わない場合、平成27年4月の児童扶養手当の支給が一時差止めとなる可能性がありますので必ず手続きを行ってください。